

「固定資産税が高すぎる」の訴えに 原告全面勝利の画期的判決

都の土地の評価法に誤りがある！

三月七日、港区の住民が、東京都固定資産税不服審査委員会を相手取って訴えていた民事裁判で東京地裁は、委員会が決定した「価格が誤っているかどうかは、委員会は判断できない」として「不服却下」した決定を取り消す判決を下しました。

訴えた区民は、港区の住民を中心とした「高い固定資産税から営業と住まいを守る会」の会員。「会」では、固定資産税の基になる土地の評価が売買実例の約2倍にされた赤坂の土地をめくり、都の評価を妥当とした不服審査委員会での決定に対して三年前、裁判に訴えました。

なぜ固定資産税だけが下がらないのか？

港区で「会」が結成されたのは、日本共産党以外の政党が国会で賛成した土地基本法によって、固定資産税が急激に上がった八年前。それ以降、毎年百名前後の会員が、東京都へ固定資産税の不服申し立てを行ってきました。

日本共産党港区議団やくぼた光前都議も、「会」のみなさんなどと運動にとりくむとともに、議会でも再三にわたり固定資産税の軽減を求めてきました。

港区民の「高い固定資産税から営業と住まいを守る会」の運動が次々と実を結ぶ

こうした運動で、この数年間、税の軽減につながるいくつかの成果を上げてきました。また、先日明らかにされた都の固定資産税・都市計画税の二〇％減額もこうしたねばり強い運動が築いた一定の成果です。

さらに、今回の判決は、都の行なった土地の鑑定評価が誤りであること。不服審査委員会として地価の調査を怠らるべきでなく、「鑑定に疑問が出された以上は、内容を吟味し、再鑑定する義務がある」と原告側の訴えを全面的に認めたものとなりました。

固定資産税算出の基になっている「標準宅地」の評価をめぐって争い勝訴したのは全国的にも初めてのこと、国も含めた固定資産税のあり方に今後大きな波紋を投げかける画期的なものです。

日本共産党 港区議会議員

いのくま正一 区政報告

2002年3月発行 / 連絡先 3578-2945